

19川監公第19号

平成19年12月10日

定期監査等の結果の報告に基づく措置について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成19年4月10日付け19川監公第8号で公表した定期監査及び同日付け19川監公第10号で公表した財政援助団体等監査の結果の報告に基づき、川崎市長及び川崎市教育委員会委員長から措置を講じた旨通知がありましたので、次のとおり公表します。

川崎市監査委員 鹿川 隆

同 奥宮 京子

同 岩崎 善幸

同 宮原 春夫

19川総行革第169号

平成19年11月19日

川崎市監査委員 鹿川 隆 様

同 奥宮 京子 様

同 岩崎 善幸 様

同 宮原 春夫 様

川崎市長 阿部 孝夫

監査の結果の報告に基づく措置について（通知）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項により、平成19年4月10日付け19川監報第5号で報告のありました財政援助団体等監査の結果について、次のとおり措置を講じましたので通知します。

平成18年度財政援助団体等監査結果に対する措置状況

1 出資団体について改善措置を要する事項

(1) 委託契約の仕様書等を作成するとともに適正に履行確認すべきもの

[指摘の要旨]

本市と公害保健センターとで契約を締結している呼吸機能訓練教室業務委託については、仕様書等を作成し委託業務の内容を確定させて、その確実な実施、

契約の透明性の確保等を図るとともに、実績報告書により契約が適正に履行されたことを確認されたい。

なお、他の委託業務についても同様な事例が散見されたので、併せて改善されたい。

(財団法人川崎・横浜公害保健センター)

[措置内容]

委託契約については、平成19年3月に担当者への指導を行い、平成19年度契約より仕様書を作成し、契約書の一部変更なども含めて調整し、実績報告書により契約の履行が適正になされたことを確認できるよう改善しました。

(2) 業務委託の有効な実施方法等について検討すべきもの

[指摘の要旨]

本市と公害保健センターとで契約を締結している気管支ぜん息等についての相談を希望する市内居住者及び過去3年以内に公害健康被害補償制度から離脱した者を対象とした健康相談・呼吸器健康相談業務委託について、広報の拡充等により事業の周知を図るとともに、気管支ぜん息患者等のニーズに合った事業内容、実施方法等とするよう見直しを検討されたい。

(財団法人川崎・横浜公害保健センター)

[措置内容]

健康相談・呼吸器健康相談業務については、平成19年1月21日号から有症者が気軽に相談できるよう広報に具体的な症状を明記するなど内容を見直しました。また、毎月1回の健康相談については、平成19年度からセンター限定ではなく中原区役所と多摩休日急患診療所を利用した健康相談を実施するなど改善を図りました。

2 指定管理者について改善措置を要する事項

(1) 協定等に必要事項を定めておくべきもの

ア 備品の管理について

[指摘の要旨]

収入役室審査課長通知の「指定管理者の管理に係る物品の管理等について」において協定等で定めておくべきとされている事項について、明記するよう改められたい。

(社会福祉法人和楽会、社会福祉法人母子育成会)

[措置内容]

「指定管理者の管理に係る物品の管理等について」において協定等で定めておくべきとされている事項について、平成19年度からは母子育成会との協定において必要事項を明記し改善を図りました。また、和楽会については、平成20年度の協定から明記してまいります。

イ 寄附金及び寄贈物品の取扱いについて

[指摘の要旨]

指定管理者による公の施設の管理の実態や、寄附金及び寄贈物品の内容を考慮した上、協定等に受領物等の帰属に関する規定を設けられたい。

(社会福祉法人 母子育成会)

[措置内容]

協定書への受領物等の帰属に関する規定については、平成20年度の協定書へ反映させてまいります。

(2) 備品の管理について改善すべきもの

[指摘の要旨]

指定管理者に本市所有の備品の管理を移行する際には、同規則第61条第2項に規定する手続に準じて、双方立会いのうえ備品整理簿等と現品の照合を行

うとともに、管理移行後も同規則第64条の規定による毎年度1回以上の検査を実施し、適正に管理されたい。

(財団法人川崎市文化財団、財団法人川崎市保健衛生事業団、社会福祉法人母子育成会、財団法人神奈川県民間保育園協会)

[措置内容]

備品の管理について、平成19年度中に各指定管理者と所管課の双方立会いのうえで備品整理簿等と現品の照合を行いました。今後は毎年度1回以上の検査を実施するなど備品の適正な管理を行ってまいります。

(3) 個別改善事項

ア 社会福祉法人母子育成会

(ア) 教育実習生受入れについて、協定等に定めておくべきもの

[指摘の要旨]

教育実習生の受入れ及び謝礼金の取扱いについて協定等に定められたい。

なお、謝礼金の受領については、他の施設との公平性等を十分に考慮したうえで、その取扱いを決定し、受領するのであれば、要綱等を整備したうえで、協定等に定められたい。

[措置内容]

教育実習生の受入れ及び謝礼金の取扱いについては、他の施設との公平性等を考慮し、指定管理者と協議を行い平成19年度から謝礼金を受領しないことといたしました。

(イ) 経理処理を適正に行うべきもの

a 複数の経理区分に共通する経費について

[指摘の要旨]

会計処理について、指定管理業務に係る運営経費を明確にするためにも、

共通経費に係る繰出額の決定に当たっては、社会福祉法人会計基準第13条の規定に基づき、合理的な配分基準により行うよう指導されたい。

[措置内容]

共通経費については、法人内の各施設の収支状況を勘案し負担額を決定するとの報告を受けましたが、明確な配分基準が示されず客観性に欠けるため、社会福祉法人会計基準に基づき改善策を講じるよう、指導を行ってまいります。

b 水道光熱費の決算報告について

[指摘の要旨]

施設の管理運営経費を正確に把握することは、適正かつ効率的な施設運営を行う上で重要であることから、決算報告をするに当たっては、適切な勘定科目により行うよう指導されたい。

[措置内容]

水道光熱費の決算報告については、平成18年度決算報告から、適切な勘定科目により処理しています。

c 寄附金について

[指摘の要旨]

旧厚生省通知である「社会福祉法人会計基準の制定について」を十分留意し、寄附金収入として取り扱わない場合の判断基準を明確にするよう指導されたい。

[措置内容]

寄附金については、社会福祉法人会計基準に基づき即日消費されるものを除き寄附金収入として取り扱うよう改善したとの報告を受けました。

d 謝礼金について

[指摘の要旨]

受領した現金については、全額収入として計上するとともに、社会福祉法人母子育成会経理規程第22条に基づき、直ちに支出に充てることなく金融機関に預け入れるよう指導されたい。また、図書券については、旧厚生省通知である「社会福祉法人会計基準の制定について」に十分留意して取り扱うよう指導されたい。

[措置内容]

謝礼金等現金の受領については、平成19年度より現金で受領する場合は収入として計上し、金融機関に預け入れるよう改善し、図書券については、社会福祉法人会計基準に基づき出納簿に記載するように改善した報告を受けました。

イ セントラルスポーツ株式会社

「事業報告書により報告を求めるべきもの」

[指摘の要旨]

指定管理者が公の施設において実施した物品等の販売実績については、指定管理者による管理の実態を把握するために必要な事項であることから、事業報告書により水泳用品の販売実績の報告を求められたい。

[措置内容]

平成18年度の事業報告書では、毎月の水泳用品の販売実績（売上金額）を記載するよう改善したものを提出させました。

平成19年度からは、物品販売数確認表（日計）を市に提出するよう指導し、提出がされるよう改善しました。